

平成24年度実施施策に係る事前分析表

別紙1

(環境省24-20)

施策名	目標4-7東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)			担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。			政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。		目標設定の 考え方・根拠	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 (マスタープラン)		政策評価実施 予定時期	平成25年6月
測定指標	目標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		目標年度					
1 災害廃棄物の処理・処分 割合(%)	100	H25年度	マスタープランに基づき設定				
		※木くず、コンクリートく ずで再生利用を予定し ているものについては、 適切な期間を設定。					
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初 予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等		
	22年度	23年度					
(1) 災害等廃棄物処理事業費 補助金	—	664,904 (267,650)	295,842	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げて補助を行う。		
(2) 災害廃棄物処理代行事業	—	4,769 (84)	16,068	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。		
(3) 震災がれき処理促進地方 公共団体緊急支援基金事 業(グリーンニューデー ル基金)	—	67,964 (50,887)	32,137	1	地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行う。		
(4) 災害廃棄物広域処理等支 援事業	—	250 (136)	198	1	東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災地に専門家(コンサルタント等)を派遣し、当該市町村の処理事業を支援するとともに、環境省の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。		
(5) 循環型社会形成推進交付 金	—	12,561 (4,284)	17,620	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。		